

特別支援教育ほっと通信



「指導要録」の「指導に関する記録」の様式について

子供たちの可能性を最大限に伸ばすためには、適切な引継ぎを行うことが重要です。 特別支援学級における諸帳簿について、再度御確認ください。

鳥取県教育委員会では、**児童生徒の実態(教育課程)**に応じて適切なものを選択でき るように、2種類の参考様式を示しています。(A様式・B様式と呼んでいます。)

A様式

※「数値」で評価する様式

A様式:小学校又は中学校に準ずる教育 がほぼ可能である児童生徒の場合 (下学年適用も含む。)

> 下学年適用の場合、前学年 の各教科の目標・内容に替 えて指導している事実を 「総合所見及び指導上参考 となる諸事項」の欄に記述 します。



どちらの様式を使用する のかは、児童生徒の実態 (教育課程) によって

B様式

児童	1 氏名		宁	校校		名		-	区分		2年	1	\Box		2		3	4		5	6
								ı,	学		摄		_			_			\perp	_	
									整理番		坅										
		各	教	科 -	特	94	活	動		自	立	活	動	の	58	録					
学年	1		2		Π		3					4					5			6	
					Г																
生					ı																
W					ı																
					ļ										ļ						
(9)					ı																
					ı																
86					ı																
					┼																
39					ı																
数																					
					╁┈																
音																					
395		1			1										I						

B様式:知的障がい特別支援学校の教科

を取り入れて教育を行う知的障がいのあ

※「記述」で評価する様式

決まります。

る児童生徒の場合

指導要録の様式等については、 各市町村(学校組合)教育委員会が 定めています。

御不明な点は、当該教育委員会に お問い合わせください。

小学校又は中学校に準ずる教科と 知的障がい特別支援学校の教科の両方を 取り入れて教育を行う場合は、

A様式とB様式の両方が必要です。

指導要録の記載例については、「特別支援教育の手引 令和4年3月 改訂 鳥取県教育委員会(令和6年7月一部改訂)」(36ページ~)を 参考にしてください。



